

## 地方会組織における生涯教育研修会の実施に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)及び地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第5条に基づき、地方会組織の行う生涯教育研修の実施要領について定めるものである。
- 2 地方会組織の行う生涯教育研修とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修科目及び単位に規定する教育研修をいう。
- 3 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
  - (1) 開催は原則として、年に2回以上とする。地方会学術集会のプログラムとして同日開催も可能とする。
  - (2) 1講演は60分以上とし、1回の開催につきリハビリテーション科専門医4単位/認定臨床医40単位の取得を超えないものとする。
- 4 講演内容は以下に定めるものとする。ただし、共通講習会の内容と運営については、共通講習申請の手引き(一般社団法人日本専門医機構)が優先される。
  - (1) 講演内容はリハビリテーション医学に関連するものとし、地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第4条に沿って卒後の生涯教育に相応しいものとなるよう配慮する。
  - (2) 講演内容は、リハビリテーション医学の広い分野から選択し、同じ分野の講演が短期間に繰り返し行われぬよう配慮する。
  - (3) 講演の演題名には、製品名や商標登録された名称を用いないこととする。
- 5 講師資格は以下に定めるものとする。

講師はリハビリテーション科専門医が望ましい。

また、専門医以外の者を講師とする場合は、原則として次のいずれかの条件を満たすこととする。なお、同一の講師が短期間に繰り返し選定されないよう配慮する。

  - (1) 大学の教授・准教授・講師の職務に従事する医師
  - (2) かつて(1)であった医師
  - (3) 10年以上医師の経歴をもち、なおかつその領域の学識を有する者
  - (4) 医師以外でリハビリテーション関連領域に学識の深い者
- 6 研修会(教育研修講演等、協賛セミナー、共催セミナー)の審査は以下に定めるものとする。
  - (1) 地方会研修会担当委員は、企画された研修会が教育委員会の活動内容に関する申し合わせ2に定める(5)の「研修項目」及び(6)の「講師資格」及び(7)の「講師の行動基準」の各基準を遵守し、地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第4条に即したものであるかを審査する。
  - (2) 地方会研修会担当委員は、以下に抵触する場合には研修会の開催を拒否できる。
    - 1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第66条から第68条までの規定)
    - 2) 厚生労働省医薬品等適正広告基準(第4の基準)
    - 3) 地方会研修会担当委員の審査により不適切と判断された場合

(3) 地方会研修会担当委員は、研修会が(1)の基準及び地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第4条を遵守しているか、(2)の抵触事項に該当するかの判断が困難な場合、教育委員会に審査を依頼することができる。

7 開催手続き、報告及び受講カードは以下に定めるものとする。

(1) 地方会は、決定した講演内容を次の通り本医学会事務局に申請する。

1) 「開催届け出」(フォーマットは本医学会ホームページからダウンロード)に必要事項を入力し、本医学会事務局に電子メールにより申請する。

2) 申請は開催日の3か月以上前とする。

3) 本医学会事務局は、1)の「開催届け出」を受理後ただちに医学会誌掲載の予定号を地方会に連絡する。

(2) 前項(1)に定める審査を求める場合は、以下の手順とする。

1) 研修会開催日の3か月以上前に「開催届け出」を電子メールにより本医学会事務局に送信する。

2) 地方会は、教育委員会より審査の結果変更を求められた場合は、内容を修正し、開催日の3か月前までに前号1)と同様に届け出をする。

(3) 地方会は、研修会の実施状況を研修実施後1か月以内に、所定の様式により教育委員会に提出する。

(4) 地方会は、受講カード(白)を受講者に配布し、半券を回収し本医学会事務局に返却する。

8 資料などの提出は以下に定めるものとする。

(1) 地方会は、理事長からの要請に応じ、生涯教育研修会の実施予定資料を提出する。

(2) 理事長は研修会の教育項目、内容等について地方会に意見を述べるができる。

## 附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

平成19年1月17日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成20年9月27日より施行する。

令和6年1月27日より施行する。

令和6年9月28日より施行する。

令和6年11月1日より施行する。